

介護サービスの種類

介護保険で、要介護度に応じて様々なサービスを利用することができます。

◆在宅サービス

◎在宅で受けるサービス

要介護 1～5 訪問介護（ホームヘルプ）

要支援 1・2 介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介助等の身体介護や生活援助を行います。

要介護 1～5 訪問入浴介護

要支援 1・2 介護予防訪問入浴介護

看護師・介護士が浴槽を備えた入浴車などで自宅を訪問し、入浴介護を行います。

要介護 1～5 訪問看護

要支援 1・2 介護予防訪問看護

疾患などをかかえている人について、看護師等が訪問し、主治医の指示にもとづき療養上の世話や診療の補助を行います。

要介護 1～5 訪問リハビリテーション

要支援 1・2 介護予防訪問リハビリテーション

自宅での機能回復訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

要介護 1～5 居宅療養管理指導

要支援 1・2 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理・指導を行います。

◎施設などに通って受けるサービス

要介護 1～5 通所介護（デイサービス）

要支援 1・2 介護予防通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等に通い、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要介護 1～5 通所リハビリテーション（デイケア）

要支援 1・2 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等で、理学療法士等による日帰りのリハビリテーションなどが受けられます。

要介護 1～5 短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援 1・2 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要介護 1～5 短期入所療養介護（ショートステイ）

要支援 1・2 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期入所して、医学的な管理のもとで、介護・医療・機能訓練などが受けられます。

◎その他のサービス

要介護 1～5 福祉用具貸与

要支援 1・2 介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具が借りられます。

要介護 1～5 特定福祉用具販売

要支援 1・2 特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつのための道具など、貸与になじまない福祉用具を販売し、その購入費を支給します（限度額は年間10万円）。

要介護 1～5 住宅改修費の支給

要支援 1・2 介護予防住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際に、原則20万円を上限として改修費用を支給します。

要介護 1～5 特定施設入居者生活介護

要支援 1・2 介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどに入居している人が、介護や機能訓練を受けることができます。

◆施設サービス

要介護 1～5 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で自宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の介助などが受けられます。

要介護 1～5 介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、医学的な管理のもとで、リハビリテーションや看護・介護を行います。

要介護 1～5 介護療養型医療施設（療養病床等）

症状が安定し、長期の療養を必要とする人が入所して、医療・看護・介護などを受けられます。

地域密着型サービス

要介護 1～5 認知症対応型通所介護

要支援 1・2 介護予防認知症対応型通所介護

認知症のある人が、デイサービスセンター等に通い、日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。

要介護 1～5 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要支援 1・2 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

軽度認知症のある人が、共同生活を営む住居において、入浴、食事、排せつなどの介護や機能訓練を受けられます。

※ 要支援 1 の人は利用できません。

要介護 1～5 小規模多機能型居宅介護

要支援 1・2 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら、訪問サービスや、短期間の宿泊などを組み合わせて、介護や機能訓練などが受けられます。

要介護 1～5 夜間対応型訪問介護

ホームヘルパーによる夜間の定期巡回や通報システムによる訪問などをし、夜間に必要となる介護や日常生活上の援助を行います。

要介護 1～5 地域密着型介護老人福祉施設

常に介護が必要で、自宅では介護ができない人が、定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所し、食事、入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。

要介護 1～5 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 30 人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどに入居し、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

非該当の人は、介護予防事業が利用できません

非該当と認定された人で、健康診断の結果などをもとに介護や支援が必要となるおそれがあると選定された人は、地域支援事業である介護予防事業のサービスを利用することができます。地域包括支援センターの職員と相談して介護予防の目標を決め、計画にそってサービスを利用していきます。

おもなサービス内容

- 運動器の機能向上 ●栄養改善 ●口腔機能の向上
- 閉じこもり、うつ、認知症の予防・支援